

# 第 2 章

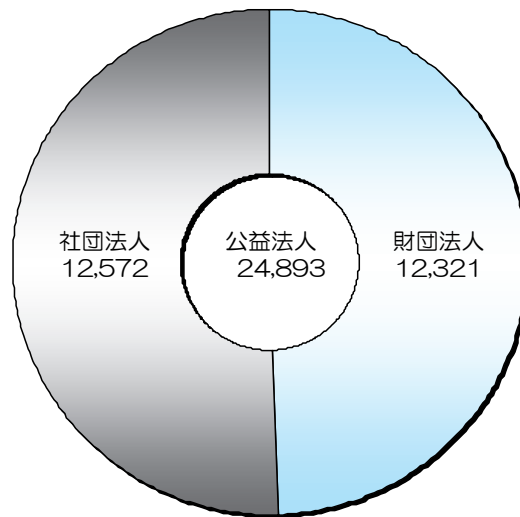
## 公益法人の現況

### 第 1 節 基礎的事項

#### 1. 公益法人の数

平成 18 年 10 月 1 日現在の公益法人数は 24,893 法人であり、うち社団法人が 12,572 法人、財団法人が 12,321 法人である（図 2-1-1）。

図 2-1-1 公益法人数



すべての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1 府 11 省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、法務省〔現在のところ所管する法人は存在しない。〕、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。したがって、所管官庁は、本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会の 4 所管類型に区分されることになる（詳細は、第 1 章第 3 節参照）。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図 2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表 2-1-3 である。

図2-1-2 所管類型別法人数

全 体		国 所 管		本省庁所管	
社団	12,572 法人	社団	3,683 法人	社団	2,226 法人
財団	12,321 法人	財団	3,093 法人	財団	2,809 法人
合計	24,893 法人	合計	6,776 法人	合計	5,035 法人
				地方支分部局所管	
				社団	1,458 法人
				財団	291 法人
				合計	1,749 法人
				都道府県所管	
				社団	8,985 法人
				財団	9,268 法人
				合計	18,253 法人
				都道府県知事所管	
				社団	8,117 法人
				財団	5,907 法人
				合計	14,024 法人
				都道府県教育委員会所管	
				社団	875 法人
				財団	3,503 法人
				合計	4,378 法人

(注) それぞれ共管重複分を除いた実数。

表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社 団	財 団	合 計	前年合計	社 団	財 団	合 計	前年合計
国 所 管	3,878	3,365	7,243	7,313	3,683	3,093	6,776	6,841
都 道 府 県 所 管	8,992	9,410	18,402	18,730	8,985	9,268	18,253	18,577
合 計	12,870	12,775	25,645	26,043	12,572	12,321	24,893	25,263

■国所管

	本 省 庁			地 方 支 分 部 局			省 庁 別 合 計		
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計
内 閣 府	42	46	88	-	-	-	42	46	88
警 察 庁	22	26	48	-	-	-	22	26	48
金 融 庁	36	16	52	79	1	80	115	17	132
総 務 省	72	159	231	61	15	76	133	174	307
法 務 省	112	26	138	-	-	-	112	26	138
外 務 省	95	129	224	-	-	-	95	129	224
財 務 省	18	38	56	651	2	653	669	40	709
文 部 科 学 省	615	1,331	1,946	-	-	-	615	1,331	1,946
厚 生 労 働 省	291	448	739	248	133	381	539	581	1,120
農 林 水 産 省	278	162	440	-	-	-	278	162	440
経 済 産 業 省	466	356	822	-	-	-	466	356	822
国 土 交 通 省	314	274	588	428	138	566	741	412	1,153
環 境 省	42	48	90	1	2	3	43	50	93
防 衛 省	7	15	22	-	-	-	7	15	22
省 庁 合 計	2,226	2,809	5,035	1,458	291	1,749	3,683	3,093	6,776

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

## ■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北 海 道	468	257	725	15	128	143	483	381	864	877
青 森 県	167	83	250	17	89	106	184	172	356	362
岩 手 県	167	89	256	15	55	70	182	143	325	332
宮 城 県	148	113	261	15	58	73	163	171	334	339
秋 田 県	144	65	209	7	42	49	151	107	258	264
山 形 県	137	76	213	15	110	125	152	181	333	337
福 島 県	160	126	286	7	80	87	167	205	372	384
茨 城 県	173	134	307	6	36	42	179	166	345	343
栃 木 県	138	100	238	11	65	76	148	154	302	314
群 馬 県	170	118	288	15	46	61	185	163	348	357
埼 玉 県	243	149	392	7	45	52	250	191	441	449
千 葉 県	215	163	378	11	73	84	226	227	453	465
東 京 都	361	207	568	52	245	297	412	437	849	863
神 奈 川 県	278	217	495	33	104	137	310	312	622	635
新 潟 県	190	163	353	17	64	81	207	224	431	441
富 山 県	115	97	212	4	56	60	119	148	267	272
石 川 県	144	128	272	12	63	75	156	187	343	349
福 井 県	144	97	241	6	46	52	150	136	286	302
山 梨 県	101	65	166	9	43	52	110	106	216	217
長 野 県	187	123	310	40	104	144	227	227	454	463
岐 阜 県	165	114	279	10	70	80	175	180	355	358
静 岡 県	223	134	357	170	71	241	390	204	594	598
愛 知 県	261	176	437	9	99	108	270	271	541	567
三 重 県	126	83	209	25	55	80	151	135	286	288
滋 賀 県	131	93	224	6	74	80	137	159	296	303
京 都 府	174	155	329	19	177	196	193	329	522	528
大 阪 府	372	335	707	38	164	202	409	496	905	918
兵 庫 県	209	202	411	41	142	183	250	340	590	596
奈 良 県	106	134	240	10	54	64	116	181	297	304
和 歌 山 県	115	72	187	39	69	108	154	141	295	298
鳥 取 県	83	84	167	3	41	44	86	123	209	212
島 根 県	119	111	230	7	60	67	126	168	294	296
岡 山 県	174	168	342	8	67	75	182	234	416	419
広 島 県	182	188	370	19	83	102	201	270	471	485
山 口 県	192	121	313	16	70	86	208	190	398	406
徳 島 県	101	72	173	10	26	36	111	98	209	211
香 川 県	98	91	189	7	66	73	105	156	261	263
愛 媛 県	101	82	183	12	67	79	113	146	259	264
高 知 県	124	112	236	13	64	77	137	176	313	311
福 岡 県	264	208	472	24	139	163	288	347	635	638
佐 賀 県	96	70	166	8	43	51	104	109	213	216
長 崎 県	163	109	272	6	37	43	169	145	314	322
熊 本 県	127	75	202	7	46	53	134	121	255	259
大 分 県	139	103	242	15	30	45	154	133	287	290
宮 崎 県	139	77	216	6	33	39	145	110	255	266
鹿 児 島 県	163	86	249	12	64	76	175	149	324	334
沖 縄 県	120	82	202	21	40	61	141	119	260	262
都 道 府 県 合 計	8,117	5,907	14,024	875	3,503	4,378	8,985	9,268	18,253	18,577

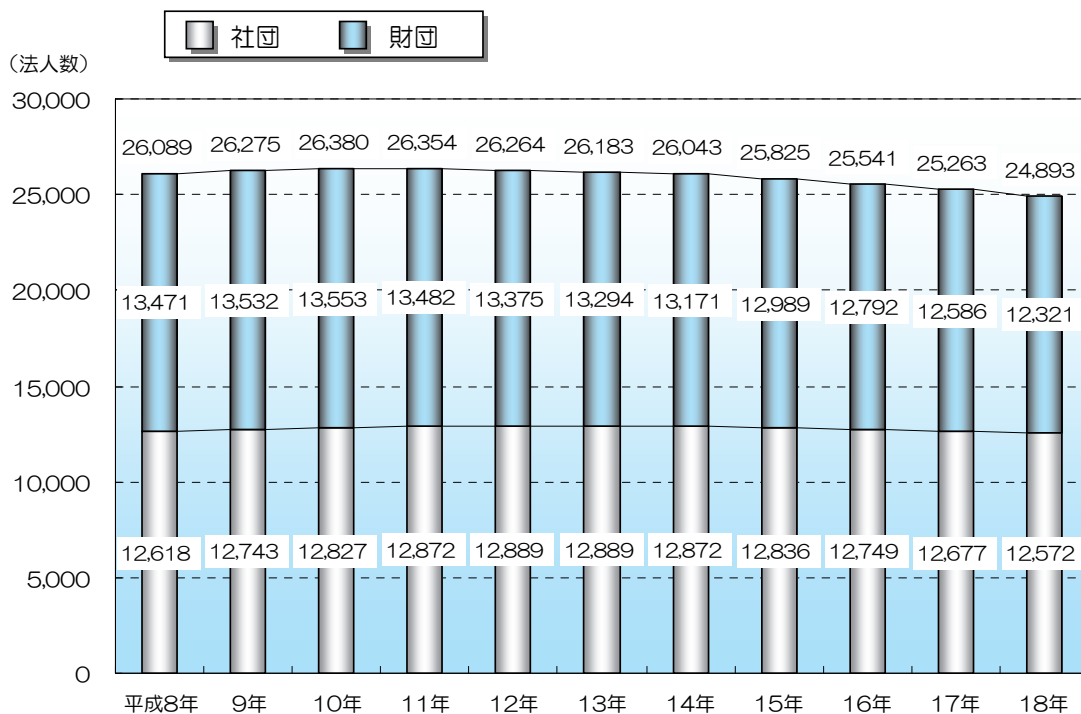
(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

## 2. 公益法人数の推移

平成8年以降の公益法人数（実数）の推移は、図 2-1-4 のとおりである。公益法人数は平成 10 年の 26,380 法人をピークに減少に転じ、平成 18 年 10 月 1 日現在の公益法人数は前年同期の公益法人数に比べ、全体で 370 法人（1.5%）減少した。

国所管法人は 65 法人（1.0%）減少し、6 年連続で減少した。また、都道府県所管法人も 324 法人（1.8%）減少し、減少傾向が続いている。

図 2-1-4 法人数の推移



## 3. 性格別法人数

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない。）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る。）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が広範であるため、時代及び所管官庁によって公益性の判断の基準が異なっている。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も少なからず存在している。

表 2-1-5 は、各所管官庁が、現在の公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

- ① 「本来の公益法人」とは、その目的・事業に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことであり、これに該当する法人は 20,934 法人（公益法人全体の 84.1%）あった。
- ② 「互助・共済団体等」とは、その目的・事業が、公益（不特定多数の者の利益を図る。）というよりは、共益（構成員相互の利益を図る。）と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会等が挙げられる。これに該当する法人は 3,786 法人（15.2%）あった。
- ③ 「営利法人等転換候補」とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人のことであり、28 法人（0.1%）あった。これらの法人は、公益性を

高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられていない法人であって、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に従って、株式会社等に転換することなどが必要である（第1章第5節参照）。この指針に従って平成18年度に営利転換を行った法人が3法人あった〔資料36〕。

- ④ 「その他」とは、上記の3分類に従って、法人の性格を調査時点で分類できなかったものであり、145法人（0.6%）であった。

法人の性格については、それぞれの類型に応じて指導監督の方法も異なるため、的確に把握することが必要である。

表2-1-5 性格別法人数

所管官庁		法人数	性格別法人数			
			本 公 益 法 人	の 互 助 ・ 共 済 等 団 体	営 利 法 人 等 転 換 候 補	そ の 他
国所管	社団	3,683	3,523	160	0	0
	財団	3,093	3,053	39	0	1
都道府 県所管	社団	8,985	6,083	2,826	18	58
	財団	9,268	8,409	763	10	86
合 計		24,893	20,934	3,786	28	145
		比率(%)	84.1	15.2	0.1	0.6

#### 4. 新設法人数

平成8年以降の新設法人数は、表2-1-6のとおりである。近年のピークであった平成8年の434法人と比べると、平成18年は150法人と3分の1程度に減少している（各年の数値は、調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの1年間における新設法人数である。）。

表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15	9	11	17	14
	財団	34	23	20	18	9	27	9	10	7	10	10
	合計	80	51	48	47	26	46	24	19	18	27	24
都道府 県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82	87	53	81	94
	財団	194	145	117	83	73	66	41	39	26	44	33
	合計	354	283	218	165	145	156	123	126	79	125	127
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97	96	64	98	107
	財団	228	166	137	101	82	93	50	48	33	54	43
	合計	434	332	265	212	171	202	147	144	97	152	150

#### 5. 解散法人数

平成8年以降の解散法人数は、表2-1-7のとおりであり、近年増加傾向にある。平成18年の解散法人数は525法人であり、平成8年以降最多となった。

表 2-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39	54	85	34	44
	財団	170	14	15	22	21	32	39	44	46	42	48
	合計	189	24	31	38	44	62	78	98	131	76	92
都道府県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83	118	76	136	193
	財団	115	108	126	158	179	153	153	226	195	212	260
	合計	152	149	172	228	236	240	236	344	271	348	453
全体	社団	56	51	62	86	80	116	120	170	161	169	217
	財団	285	121	141	180	200	183	192	269	241	253	308
	合計	341	172	203	266	280	299	312	439	402	422	525

図 2-1-8 は、平成 18 年に解散した 525 法人について、その解散事由を、①自主解散、②指導による解散、③設立許可取消、④合併・事業移転、⑤破産、⑥営利法人への転換に伴う解散及び⑦その他の 7 類型に分類したものである。なお、この分類は、民法第 68 条に規定されている解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（民法第 68 条第 1 項第 1 号）、事業の成功又は成功の不能（同項第 2 号）、社団法人については社員総会の決議等（同条第 2 項）のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く、265 法人（50.5%）であった。
- ② 「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合（形式的には自主解散と同じになる。）であり、4 法人（0.8%）であった。
- ③ 「設立許可取消」とは、休眠状態の場合や目的外事業その他公益を害するような行為を行った場合に、所管官庁が民法第 71 条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、6 法人（1.1%）であった。
- ④ 「合併・事業移転」とは、民法上合併に関する規定はないが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的公益法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものであり、224 法人（42.7%）であった。
- ⑤ 「破産」とは、破産原因（支払不能、支払停止及び債務超過に陥った場合）が発生した場合に、破産法〔平成 16 年法律第 75 号〕の規定に従い破産宣告を受け解散した場合であり、5 法人（1.0%）であった。
- ⑥ 「営利法人への転換に伴う解散」とは、公益法人の営利法人等への転換に関する指針（第 1 章 5 節参照）に従って営利法人に転換したことに伴い解散した場合であり、3 法人（0.6%）であった。
- ⑦ 「その他」とは、社会福祉法人等への組織変更（広義の公益法人への移行）や、地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕に基づく地縁による団体等の他の法人格への移行の場合であり、18 法人（3.4%）であった。

## 6. 設立年代別法人数

設立年代別の公益法人数及び社団法人・財団法人の比率を示したものが図 2-1-9 である。これは、平成 18 年 10 月 1 日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

平成 18 年 10 月 1 日現在において活動している法人の約 7 割が昭和 41 年以降の設立である。昭和

21年以降は10年ごとに区分しているが、「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が205法人、大正期設立が343法人、昭和元年から20年設立が752法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（現行民法施行前）に設立された（社）報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-8 解散類型別法人数

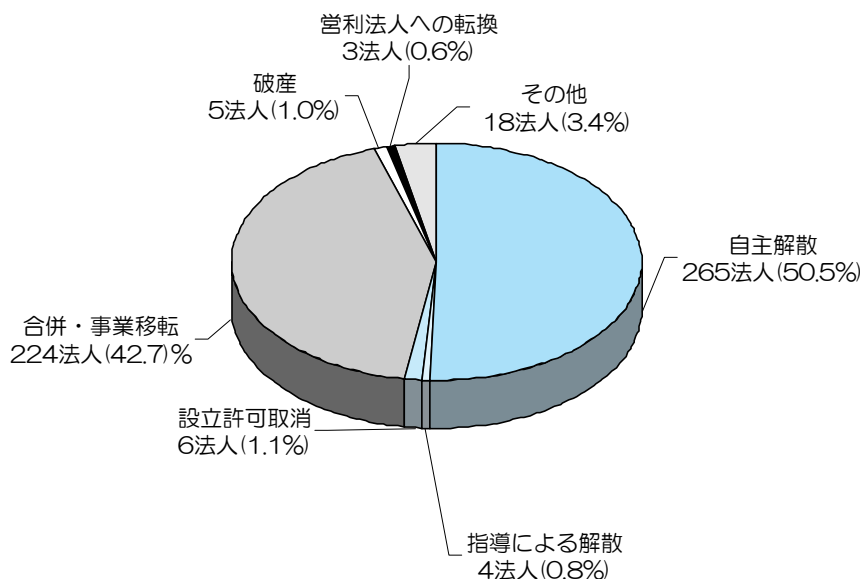
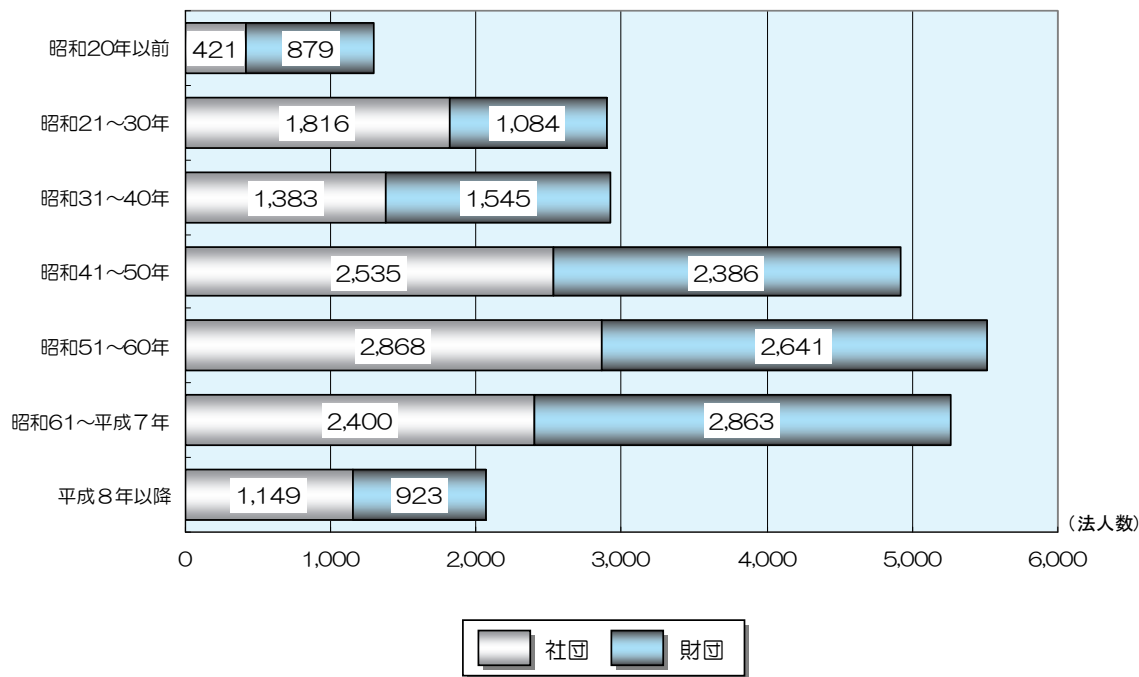


図2-1-9 設立年代別法人数及び社団法人・財団法人比率



## 7. 主務官庁別法人数

都道府県知事及び都道府県教育委員会も公益法人の指導監督等を行っているが、これは、都道府県知事その他の執行機関が主務官庁の権限に属する事務を処理することができる旨の民法の規定（第84条の2）を受けて行っているものであり、都道府県所管法人にも主務官庁が存在する。そこで、所管類型（本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会）ごとに主務官庁別の公益法人数を示

したものが表 2-1-10 である。なお、より詳細に実態を把握するため、民法上の主務官庁ではなく国務大臣を長とする内閣府の外局を加えた 14 省庁別に区分している。また、国所管法人と同じように、都道府県知事所管法人についても、目的が広範囲に及び法人は主務官庁が複数になるものがあるため、延べ法人数（25,932 法人）は、実際の法人数（24,893 法人）より多くなる。

最も多いのは厚生労働省関連法人で、7,521 法人（29.0%）と全体の約3割を占めている。これは、以前から医療や雇用の問題に取り組む法人が多かったことに加え、福祉の充実や高齢者問題といった最近注目されているテーマに関連した法人が多いことによるものと考えられる。

次に多いのが文部科学省関連法人で、6,782 法人（26.2%）であった。これは、民法第 34 条に挙げられている5つの目的のうち、「慈善」を除く「学術、技芸、祭祀、宗教」の4分野は文部科学省の所掌事務に関連していることが大きく影響していると考えられる。

厚生労働省と文部科学省関連の法人で全体の半数以上を占めており、以下、国土交通省、経済産業省、農林水産省と続いている。

表 2-1-10 主務官庁別法人数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合 (%)
内閣府	88	-	152	-	240	0.9
警察庁	48	-	514	-	562	2.2
金融庁	52	80	49	-	181	0.7
総務省	231	76	1,494	-	1,801	6.9
法務省	138	-	0	-	138	0.5
外務省	224	-	112	-	336	1.3
財務省	56	653	0	-	709	2.7
文部科学省	1,946	-	458	4,378	6,782	26.2
厚生労働省	739	381	6,401	-	7,521	29.0
農林水産省	440	-	1,648	-	2,088	8.1
経済産業省	822	-	1,684	-	2,506	9.7
国土交通省	588	566	1,464	-	2,618	10.1
環境省	90	3	329	-	422	1.6
防衛省	22	-	6	-	28	0.1
省庁別合計	5,484	1,759	14,311	4,378	25,932	100.0

(注) 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計。

## 8. 設立目的別法人数

公益法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが図表 2-1-11 である。公益法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（25,645 法人）に対する百分率である。

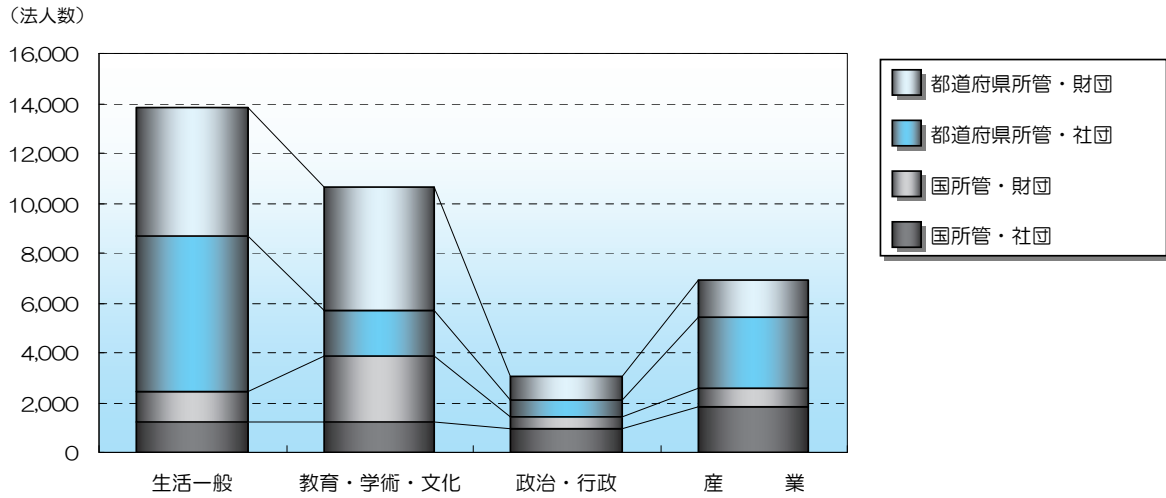
大別した4分類では、「生活一般」が 13,831 法人（53.9%）と最多であり、次に「教育・学術」が 10,621 法人（41.4%）、「産業」が 6,915 法人（27.0%）、「政治・行政」が 3,017 法人（11.8%）と続いている。

小分類項目では、「保健・衛生・医療」が 3,885 法人（15.1%）と最も多い。これは、医師会や薬剤師会といった法人の目的分野であり、そのため、都道府県所管の社団法人の数が目立っている。次に多いのが「教育」の 2,896 法人（11.3%）である。これは、各種学校や美術館、博物館、図書館等の



運営を行っている法人が掲げる目的であり、都道府県所管の財団法人が多い。3番目は「職業・労働」の2,114法人（8.2%）であり、都道府県所管の社団法人が多い。

図表2-1-11 設立目的別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
	法人数	割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,645	-	3,878	3,365	8,992	9,410
生活一般の小計	13,831	53.9	1,246	1,212	6,213	5,160
家庭 生 活	181	0.7	8	17	130	26
保 健 ・ 衛 生 ・ 医 療	3,885	15.1	193	340	2,501	851
体 育 ・ レクリエーション	1,710	6.7	187	170	352	1,001
保 育	211	0.8	4	1	15	191
福 祉 ・ 援 護	1,916	7.5	102	187	643	984
職 業 ・ 労 働	2,114	8.2	325	129	1,275	385
福 利 ・ 共 済	1,124	4.4	60	172	341	551
居 住 ・ 生 活 環 境	1,070	4.2	85	73	299	613
安	922	3.6	148	60	420	294
そ の 他 の 生 活 一 般	698	2.7	134	63	237	264
教育・学術・文化の小計	10,621	41.4	1,237	2,616	1,846	4,922
教 育	2,896	11.3	210	428	697	1,561
育 英 ・ 嬰 学	1,492	5.8	26	406	54	1,006
学 術 ・ 研 究	1,903	7.4	376	812	320	395
文 化 ・ 芸 術	1,969	7.7	198	298	208	1,265
報 道 ・ 出 版	320	1.2	143	94	46	37
宗 教 関 係	217	0.8	13	57	18	129
国 際 交 流	1,074	4.2	219	446	179	230
そ の 他 の 教 育 学 術	750	2.9	52	75	324	299
政治・行政の小計	3,017	11.8	971	420	685	941
政 治 ・ 行 政	271	1.1	54	56	86	75
財 政 ・ 経 済	835	3.3	711	41	66	17
総 合 計 画	96	0.4	13	27	15	41
地 方 行 政	728	2.8	37	55	173	463
自 然 ・ 環 境	501	2.0	45	81	162	213
国 際 関 係	329	1.3	79	136	62	52
そ の 他 の 政 治 行 政	257	1.0	32	24	121	80
産業の小計	6,915	27.0	1,799	811	2,847	1,458
金 融 ・ 保 険	199	0.8	121	28	45	5
農 林 水 産	2,028	7.9	266	122	971	669
通 商 産 業	1,857	7.2	428	275	716	438
運 輸 ・ 交 通	620	2.4	422	134	42	22
建 設	942	3.7	168	52	617	105
通 信	196	0.8	100	53	40	3
情 報	611	2.4	214	103	178	116
そ の 他 の 産 業	462	1.8	80	44	238	100
合 計	34,384	-	5,253	5,059	11,591	12,481

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

## 9. 事業種類別法人数

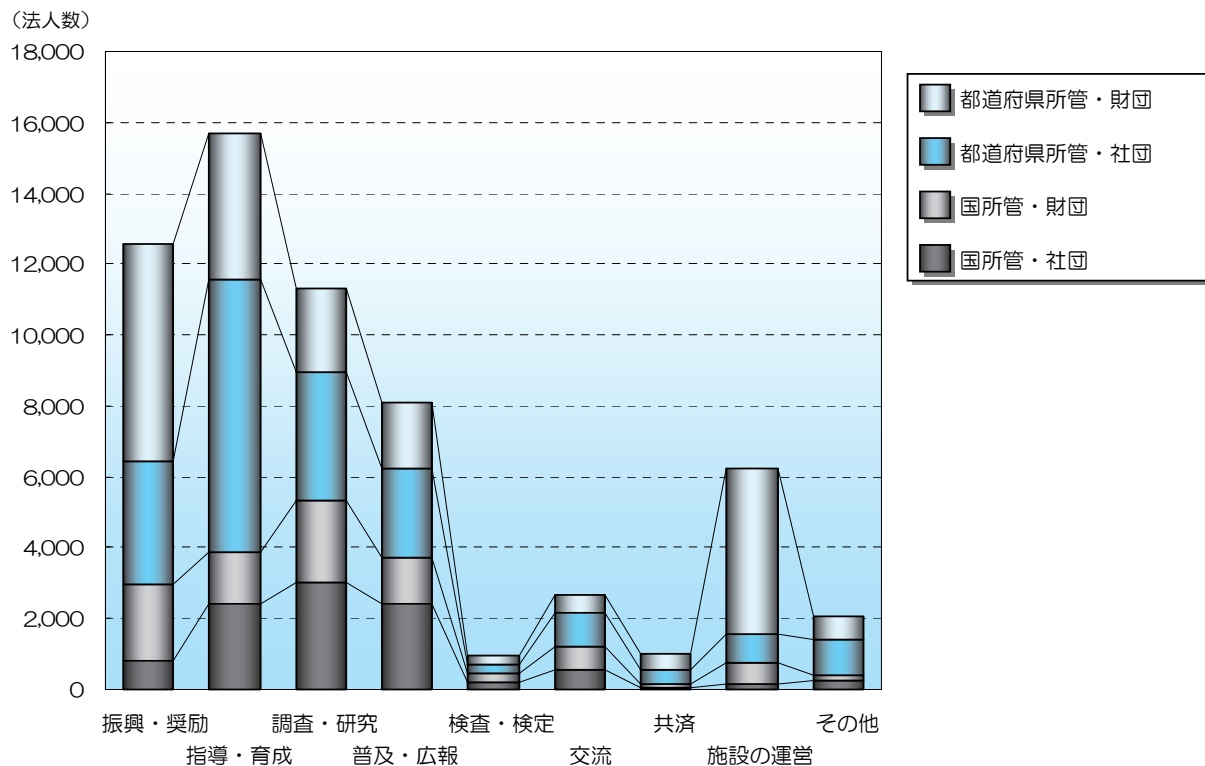
公益法人を、その設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが図表 2-1-12 である。公益法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は述べ法人数（25,645 法人）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で 15,681 法人（61.1%）あった。具体的には、教育・訓練、相談、研修会・講習会といった事業であり、社団法人に多く見られる。

次に多いのが「振興・奨励」で 12,556 法人（49.0%）あり、振興、助成・給付、貸与、表彰及び信用保証といった金銭給付を伴うものがあるため、財団法人に多く見られる。

以下、「調査・研究」の 11,314 法人（44.1%）、「普及・広報」の 8,104 法人（31.6%）と続くが、それ以外で特徴的なのは、「施設の運営」が都道府県所管の財団法人に非常に多いことである。これは、これらの財団法人が、地方自治体が建設した会館・施設の管理等を行っているためと考えられる。

図表 2-1-12 事業種類別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,645	—	3,878	3,365	8,992	9,410
振興・奨励の小計	12,556	49.0	793	2,196	3,431	6,136
振 興	5,573	21.7	458	513	2,250	2,352
助 成 ・ 給 付	4,466	17.4	139	1,242	519	2,566
貸 与	602	2.3	14	93	64	431
表 彰	602	2.3	66	207	110	219
信 用 保 証	94	0.4	18	18	19	39
その他の振興・奨励	1,219	4.8	98	123	469	529
指導・育成の小計	15,681	61.1	2,409	1,452	7,720	4,100
教 育 ・ 訓 練	2,728	10.6	414	341	1,149	824
相 談	1,318	5.1	138	113	603	464
研 修 会 ・ 講 習 会	7,589	29.6	1,311	666	3,968	1,644
その他の指導・育成	4,046	15.8	546	332	2,000	1,168
調査・研究の小計	11,314	44.1	3,036	2,273	3,660	2,345
研 究	4,440	17.3	1,274	998	1,258	910
情 報 の 収 集	2,392	9.3	646	429	842	475
情報資料の作成・分析等	1,094	4.3	343	257	291	203
その他の調査・研究	3,388	13.2	773	589	1,269	757
普及・広報の小計	8,104	31.6	2,422	1,293	2,532	1,857
普 及	4,799	18.7	1,466	647	1,517	1,169
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	940	3.7	343	325	116	156
説 明 会	219	0.9	126	13	60	20
その他の普及・広報	2,146	8.4	487	308	839	512
検査・検定の小計	949	3.7	196	270	262	221
検 査 ・ 検 定	558	2.2	74	143	186	155
資 格 の 付 与 ・ 指 定	163	0.6	86	52	17	8
証 明	105	0.4	20	45	24	16
その他の検査・検定	123	0.5	16	30	35	42
交流の小計	2,651	10.3	537	687	952	475
連 絡	288	1.1	99	28	125	36
国 内 交 流	527	2.1	80	71	284	92
国 際 交 流	1,327	5.2	314	537	239	237
その他の交流	509	2.0	44	51	304	110
共済の小計	996	3.9	57	73	403	463
共 同 ・ 共 済	601	2.3	38	40	209	314
補 償	144	0.6	11	15	77	41
その他の共済	251	1.0	8	18	117	108
施設の運営の小計	6,254	24.4	152	583	802	4,717
会 館 ・ 施 設 の 建 設	346	1.3	29	49	62	206
会 館 ・ 施 設 の 管 理	3,092	12.1	42	201	358	2,491
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	708	2.8	28	64	126	490
会 館 ・ 施 設 の 公 開	401	1.6	2	52	18	329
その他の施設の運営	1,707	6.7	51	217	238	1,201
その他	2,086	8.1	231	167	988	700
合 計	60,591	—	9,833	8,994	20,750	21,014

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

## 10. 社団法人における民法上の社員

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（總會等）に参加している。

社員数の規模別法人数を示したものが図表 2-1-13 である。これによると、99 社員以下の小規模法人が 5,192 法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が 28 法人含まれているが、民法の規定によれば、社員の欠亡は解散事由に当たるため、主務官庁による指導が必要である。）。次に多いのが、100 社員以上 499 社員以下の区分で 4,130 法人（32.9%）であり、ここまでの区分で全体の約4分の3を占める。5,000 社員以上を擁する法人は 433 法人で、このうち5万社員以上の法人も 26 法人あった。

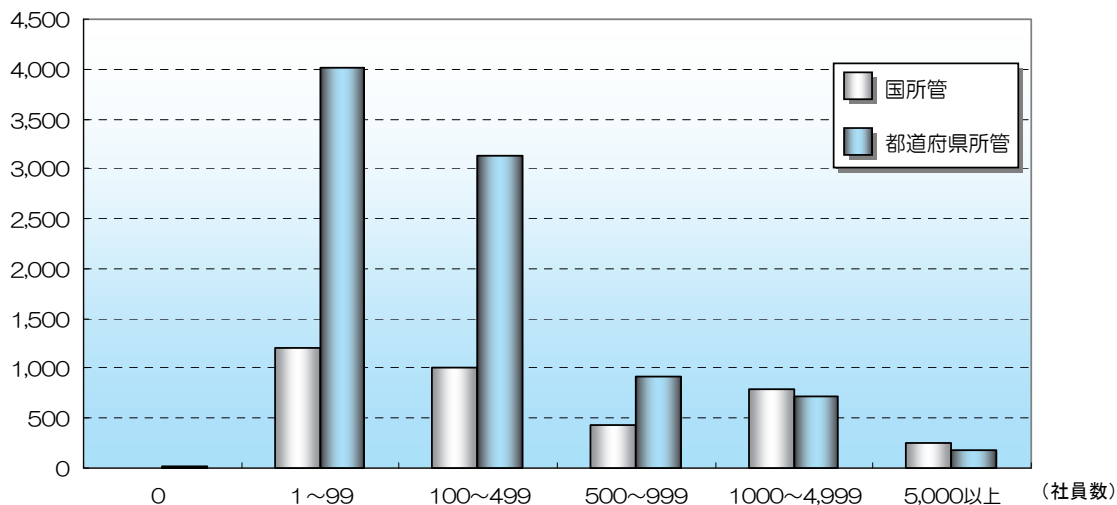
1 法人当たりの平均社員数は 1,063 社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値<sup>(注)</sup>は 147 社員であった。

国所管法人と都道府県所管法人とを比較すると、活動範囲等の違いから、国所管法人の方に大規模法人が多い(5,000 社員以上の場合、国所管法人が 250 法人、都道府県所管法人が 183 法人)。

図表 2-1-13 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1~99社員	100~499社員	500~999社員	1000~4,999社員	5,000社員以上		
国所管	3,683	7	1,202	1,002	431	791	250	7,504,373	2,038
都道府県所管	8,985	21	4,011	3,140	915	715	183	5,893,289	656
合計	12,572	28	5,164	4,130	1,324	1,493	433	13,358,492	1,063
	比率(%)	0.2	41.1	32.9	10.5	11.9	3.4		
前年合計	12,677	25	5,191	4,188	1,347	1,487	439	13,384,768	1,056
	比率(%)	0.2	40.9	33.0	10.6	11.7	3.5		

(社団法人数)



### 1.1. 財団法人における基本財産

基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(資料3。以下「指導監督基準」という。)においては、財団法人の財務及び会計について、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入や恒常的な賛助金収入等があることが必要であると規定されている。

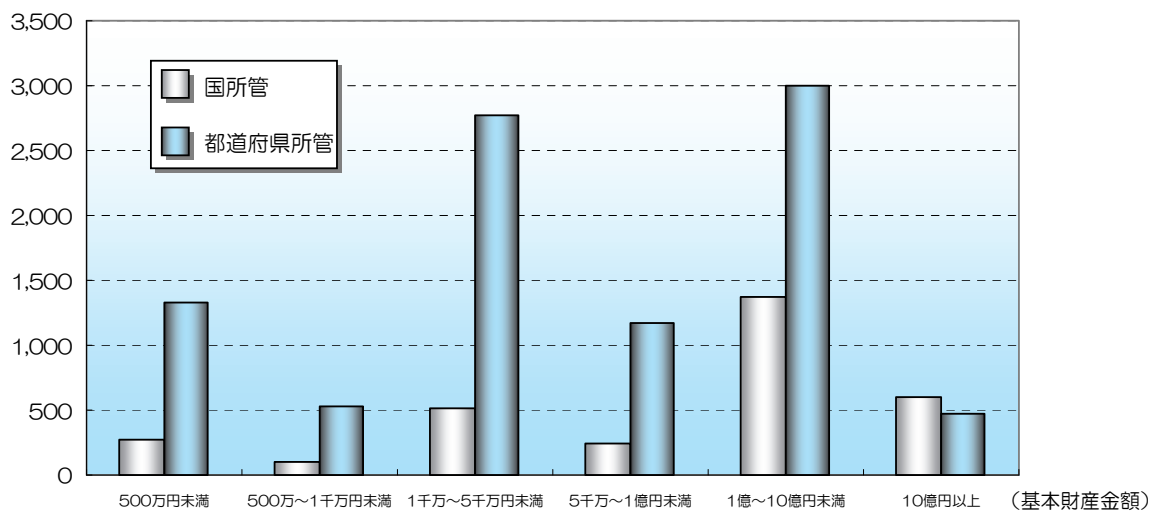
基本財産の規模別法人数を示したものが図表 2-1-14 である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。最も多い区分が1億円以上 10億円未満の 4,351 法人(35.3%)、次に多いのが1千万円以上 5千万円未満の 3,273 法人(26.6%)、次いで 500 万円未満の 1,597 法人(13.0%)となり、基本財産規模の小さい法人も相当数を占めている。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。例えば、24,893 の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第 12,447 位の公益法人の資産額が中央値となる。

図表 2-1-14 基本財産規模別法人数

所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円未満	1億円以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	3,093	272	98	519	242	1,365	597	2,750,271	889
都道府県所管	9,268	1,330	522	2,770	1,172	2,996	478	2,343,668	253
合計	12,321	1,597	617	3,273	1,409	4,351	1,074	5,088,206	413
	比率(%)	13.0	5.0	26.6	11.4	35.3	8.7		
前年合計	12,586	1,674	620	3,377	1,435	4,407	1,073	5,071,828	403
	比率(%)	13.3	4.9	26.8	11.4	35.0	8.5		

(財団法人数)



## 12. 賛助会員等

近年、社団法人、財団法人を問わず何らかの会員制度を採っている公益法人が増加してきている。そこで、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問わない。）を賛助会員等として調査した結果を示したものが表 2-1-15 である。

全法人の約7割が、賛助会員等の制度を有しないか、又は、当該制度を有しているが実際に会員が存在しない法人であった。賛助会員等が1会員以上いる法人は7,280法人であるが、そのうちの6割以上が100会員未満と小規模な法人である。しかしながら、賛助会員等の合計は約4,202万会員、1法人あたりの平均会員数は5,772会員であった。これは、極めて多数の賛助会員等を有する法人が存在するためであり、賛助会員等がある法人における中央値は54人であった。

表 2-1-15 賛助会員等規模別法人数

所管官庁		法人数	賛助会員等規模別法人数						賛助会員等 合計会員数	賛助会員等 平均会員数
			制度なし 又は0会員	1～ 99会員	100～ 499会員	500～ 999会員	1,000～ 4,999会員	5,000 会員以上		
国所管	社団	3,683	2,064	1,119	270	44	92	94	23,592,431	14,572
	財団	3,093	1,905	484	327	99	147	131	7,797,580	6,564
都道府 県所管	社団	8,985	6,000	2,374	446	63	45	57	2,670,498	895
	財団	9,268	7,736	471	494	138	223	206	7,977,503	5,207
合 計		24,893	17,613	4,417	1,533	342	501	487	42,020,532	5,772
		比率(%)	70.8	17.7	6.2	1.4	2.0	2.0		
前 年 合 計		25,263	18,057	4,428	1,501	355	479	443	39,757,906	5,517
		比率(%)	71.5	17.5	5.9	1.4	1.9	1.8		

(注) 賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数。

## 第2節 個別事項の分析

### 1. 役職員の状況

#### (理事)

理事は、民法上法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

#### 指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表 2-2-1 である。理事の合計は 39 万 842 人で、1 法人あたりの平均理事数は 15.7 人、中央値は 12 人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19 人の法人の 11,432 法人 (45.9%) で半数近くを占めている。また、0～9 人の法人も 7,836 法人 (31.5%) と多く、3 番目に多い 20～29 人の法人と合わせて全体の 9 割以上がこれらの範囲に収まっている。

理事数が多い法人として、100 人以上の法人が 57 法人あった。理事数が特に多い法人については、理事会が法人にとって負担になったり、その機能が形骸化することもあり、法人の事業規模、内容等に応じた適切な理事数とする必要がある。

一方、理事数が少ない法人については、2 人以下の法人が 57 法人あった。理事数があまり少数であると法人の適正な運営を確保することが困難になり、特定の理事の専横を招くおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

なお、社団法人と財団法人の平均理事数とを比較すると、社団法人の方が財団法人より多い。

表 2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	社団	3,683	359	1,183	948	471	245	477	104,500	28.4
	財団	3,093	1,160	1,434	367	81	35	16	41,394	13.4
都道府 県所管	社団	8,985	1,887	4,879	1,605	388	117	109	143,528	16.0
	財団	9,268	4,467	3,986	639	130	35	11	103,605	11.2
合 計		24,893	7,836	11,432	3,519	1,061	432	613	390,842	15.7
		比率(%)	31.5	45.9	14.1	4.3	1.7	2.5		
前年合計		25,263	7,859	11,686	3,569	1,078	443	628	397,261	15.7
		比率(%)	31.1	46.3	14.1	4.3	1.8	2.5		

また、理事の任期について示したものが表 2-2-2 である。これによると、任期を2年もしくは2年未満としている法人が 21,812 法人（87.7%）と、全体の9割近くを占めている。

なお、今後移行する新たな公益法人制度においては、理事の任期は2年以内とされている（第4章第2節参照）。

表 2-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,683	16	113	3,463	91
	財団	3,093	10	26	2,800	257
都道府 県所管	社団	8,985	49	865	7,035	1,036
	財団	9,268	126	233	7,410	1,499
合 計		24,893	201	1,237	20,575	2,880
		比率(%)	0.8	5.0	82.7	11.6

### （常勤理事）

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であるが、大部分の理事は、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営にかかわっており、経常的な業務の執行には直接携わってはいない。通常、経常的な業務の執行は、常勤理事（公益法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われているが、その規模別に法人数を示したものが表 2-2-3 である。

これによると、常勤理事の合計は 19,115 人、1法人当たりの平均常勤理事数は 0.8 人であった。また、約半数の法人に常勤理事がないことが分かる。常勤理事がない法人は、国所管法人では約3割だが、都道府県所管法人では6割近くに達している。これらの法人においては、日常業務の執行は事務局職員に任せていること等が考えられる。

常勤理事が0人に次いで多い区分が1人の 8,538 法人（34.3%）であり、2人の 2,141 法人（8.6%）と合わせて全体の9割以上の法人は常勤理事が2人以下である。また、財団法人の方が社団法人より常勤理事数が多い傾向があり、理事数の場合と逆になっている。

表 2-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,683	1,263	1,741	404	140	55	80	3,720	1.0
	財団	3,093	856	1,113	548	287	128	161	4,626	1.5
都道府 県所管	社団	8,985	5,816	2,701	309	77	34	48	4,162	0.5
	財団	9,268	4,833	3,040	899	290	105	101	6,773	0.7
合 計		24,893	12,721	8,538	2,141	790	319	384	19,115	0.8
		比率(%)	51.1	34.3	8.6	3.2	1.3	1.5		
前 年 合 計		25,263	12,924	8,633	2,165	794	351	396	19,480	0.8
		比率(%)	51.2	34.2	8.6	3.1	1.4	1.6		

（公務員出身理事）

公益法人概況調査においては、原則として、国または都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が公益法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが図 2-2-4 である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は 3,377 法人（国所管法人数（6,776 法人）の 49.9%）の 9,808 人（国所管法人の全理事数（145,896 人）の 6.7%）であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は 4,885 法人（都道府県所管法人数（18,253 法人）の 26.8%）の 13,013 人（都道府県所管法人の全理事数（247,133 人）の 5.3%）であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は 2,020 法人（国所管法人数（6,776 法人）の 29.9%）の 2,952 人（国所管法人の全常勤理事数（8,346 人）の 35.4%、国家公務員出身理事の 30.1%）であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は 2,241 法人（都道府県所管法人数（18,253 法人）の 12.3%）の 2,790 人（都道府県所管法人の全常勤理事数（10,935 人）の 25.6%、都道府県公務員出身理事の 21.5%）であった。

（所管官庁出身理事）

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は 1 期、任期の定めのない場合は 3 年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表 2-2-5 である。この所管官庁出身理事については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〔資料 4〕において、本省庁課長相当職以上の経験者で退職後 10 年未満の間に当該法人の理事に就任した者等とされていたが、第 164 回国会（常会）における議論等を踏まえて、その定義を見直し、所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする閣議決定を平成 18 年 8 月 15 日に行ったところである（以下、この定義による基準を「新基準」という。）。



表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,683	1,650	4,301	1,145	1,461
	財団	3,093	1,727	5,507	875	1,491
	合計	6,776	3,377	9,808	2,020	2,952
都道府県所管	社団	8,985	2,006	4,784	1,099	1,205
	財団	9,268	2,879	8,229	1,142	1,585
	合計	18,253	4,885	13,013	2,241	2,790

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,683	1,528	83	3,642	1,096	1,387
	財団	3,093	1,521	256	4,412	832	1,403
	合計	6,776	3,049	339	8,054	1,928	2,790
都道府県所管	社団	8,985	1,915	122	4,489	1,060	1,157
	財団	9,268	2,767	402	7,848	1,113	1,551
	合計	18,253	4,682	524	12,337	2,173	2,708

この定義によると、国所管法人における所管官庁出身理事は、3,049 法人（国所管法人数（6,776 法人）の 45.0%）の 8,054 人（国所管法人の全理事数（145,896 人）の 5.5%、国家公務員出身理事（9,808 人）の 82.1%）であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、4,682 法人（都道府県所管法人数（18,253 法人）の 25.7%）の 12,337 人（都道府県所管法人の全理事数（247,133 人）の 5.0%、都道府県公務員出身理事（13,013 人）の 94.8%）であった。

また、平成 18 年 10 月 1 日現在において、所管官庁出身者が理事現在数の 3 分の 1 を超えている法人数は、国所管法人では 339 法人、都道府県所管法人では 524 法人となっている。

これらの法人については、平成 18 年 8 月に所管官庁出身理事の定義が見直されたことにより、一時的に所管官庁出身理事数が 3 分の 1 を超えることとなったものも多く、平成 20 年 8 月までのできる限り早い時期に、新基準に適合するよう対応しているところである（国所管法人における所管官庁出身理事が 3 分の 1 を超えていた法人については、平成 19 年 7 月 1 日現在 173 法人が改善済み。）。

#### （同一親族・特定企業関係者理事）

##### 指導監督基準

理事うち、同一の親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が 3 分の 1 を超えている法人は 244 法人（1.0%）、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が 3 分の 1 を超えている法人は 230 法人（0.9%）であった（表 2-2-6）。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	
				うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,683	205	4
	財団	3,093	402	21
都道府県所管	社団	8,985	167	22
	財団	9,268	1,020	197
合計		24,893	1,789	244
		比率(%)	7.2	1.0
前年合計		25,263	1,816	253
		比率(%)	7.2	1.0

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	
				うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,683	437	13
	財団	3,093	746	37
都道府県所管	社団	8,985	221	36
	財団	9,268	815	147
合計		24,893	2,198	230
		比率(%)	8.8	0.9
前年合計		25,263	2,218	262
		比率(%)	8.8	1.0

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事うち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は 6,093 法人（全法人の24.5%）であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は 3,537 法人であった（表2-2-7）。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	
				うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,683	811	181
	財団	3,093	159	36
都道府県所管	社団	8,985	4,201	2,977
	財団	9,268	960	362
合計		24,893	6,093	3,537
		比率(%)	24.5	14.2
前年合計		25,263	6,121	3,622
		比率(%)	24.2	14.3

**(監事)****指導監督基準**

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数を規模別に示したものが表 2-2-8 である。

これによると、監事の合計は 54,958 人、1 法人当たりの平均は 2.2 人で、2 人の法人が 18,288 法人 (73.5%) と 7 割以上を占めている。ほとんどの法人が 1 人から 3 人であるが、5 人以上の法人も 208 法人ある。活動範囲が全国的なものなど、規模が大きい法人については、ある程度の監事数が必要となるものと考えられる。

監事のうち、常勤監事 (公益法人概況調査においては、最低でも週 3 日以上出勤している監事として) として日常業務に携わっている者の合計は 363 人、常勤監事がいる法人数は 313 法人 (全法人数の 1.3%) であった [資料 57]。

国所管法人の監事のうち、国家公務員出身者は 986 法人の 1,235 人であり、都道府県所管法人の監事のうち、都道府県公務員出身者は 1,680 法人の 2,080 人であった。

なお、監事制度がない財団法人は 21 法人あった。今後移行する新たな公益法人制度において、財団法人は、監事を必ず置かなければならないとされているため (第 4 章第 2 節参照)、早急な改善が必要である。

表 2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数							監事合計人数	監事平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	3,683	2	1	128	2,181	1,202	103	66	8,860	2.4
	財団	3,093	2	7	266	2,424	358	23	13	6,354	2.1
都道府県所管	社団	8,985	7	4	222	6,515	1,997	170	70	20,305	2.3
	財団	9,268	19	19	461	7,263	1,351	95	60	19,735	2.1
合計		24,893	30	31	1,066	18,288	4,882	388	208	54,958	2.2
	比率(%)		0.1	0.1	4.3	73.5	19.6	1.6	0.8		
前年合計		25,263	37	26	1,085	18,563	4,939	404	209	55,768	2.2
	比率(%)		0.1	0.1	4.3	73.5	19.6	1.6	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。

2 合計は共管重複分を除く実数。

**(外部監事)****指導監督基準**

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第 34 条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表 2-2-9 である。

これによると、互助・共済団体等の法人のうち、外部監事を導入していない法人が 2,532 法人 (66.9%) となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表 2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度	
			がある法人数	がない法人数
国所管	社団	160	119	41
	財団	39	21	18
都道府県所管	社団	2,826	888	1,938
	財団	763	228	535
合 計		3,786	1,254	2,532
		比率(%)	33.1	66.9
前 年 合 計		3,773	1,145	2,628
		比率(%)	30.3	69.7

(注) 共管重複分を除く実数。

**(現職公務員理事・監事)**

公益法人の役員(理事及び監事)には、法律上、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、公益法人の役員への就任は原則として適当でないものと考えられている。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表 2-2-10 である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員(公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。)を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は 50 法人の 86 人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は 2,578 法人の 5,916 人であり、都道府県所管法人においては、所管官庁出身理事(12,337 人)の約 5 割が現職都道府県公務員ということになる。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は 14 法人の 22 人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は 888 法人の 1,044 人であった。

理事と監事とを合計した役員数は、国所管法人においては、52 法人(前年比 22 法人増)に 108 人(前年比 36 人増)の現職国家公務員が就任している。一方、都道府県所管法人においては、2,644 法人(前年比 156 法人減)に 6,960 人(前年比 250 人減)の現職都道府県公務員が就任している。

都道府県所管法人については、職員互助会や都道府県が直接出えんして設立した外郭団体的公益法人が多数存在しており、その業務の実施、監督等のために、国所管法人に比べて現職の都道府県公務員が多数役員に就任しているのが実状である。

表 2-2-10 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁		理事		監事		役員合計		前年役員合計		
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数	
国	所 管	6,776	50	86	14	22	52	108	30	72
都道府県所管		18,253	2,578	5,916	888	1,044	2,644	6,960	2,800	7,210
合 計		24,893	2,627	6,001	902	1,066	2,695	7,067	2,829	7,281

(注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。  
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が 1 人以上いる法人の数。  
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

**（現職議員理事）**

現職の国会議員及び都道府県議会議員が公益法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-11である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は219法人（前年比4法人減）の358人（前年比1人増）であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は790法人（前年比36法人減）の1,139人（前年比39人減）であった。なお、現職の議員による常勤理事は、国、都道府県ともにいなかった。

**表2-2-11 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数**

所管官庁		現職議員理事			うち常勤	
		法人数	法人数	理事数	法人数	常勤理事数
国所管	社団	3,683	100	157	0	0
	財団	3,093	119	201	0	0
	合計	6,776	219	358	0	0
前年国合計		6,841	223	357	0	0
都道府県所管	社団	8,985	271	333	0	0
	財団	9,268	519	806	0	0
	合計	18,253	790	1,139	0	0
前年都道府県合計		18,577	826	1,178	0	0

**（有給常勤役員の平均年間報酬額）****指導監督基準**

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

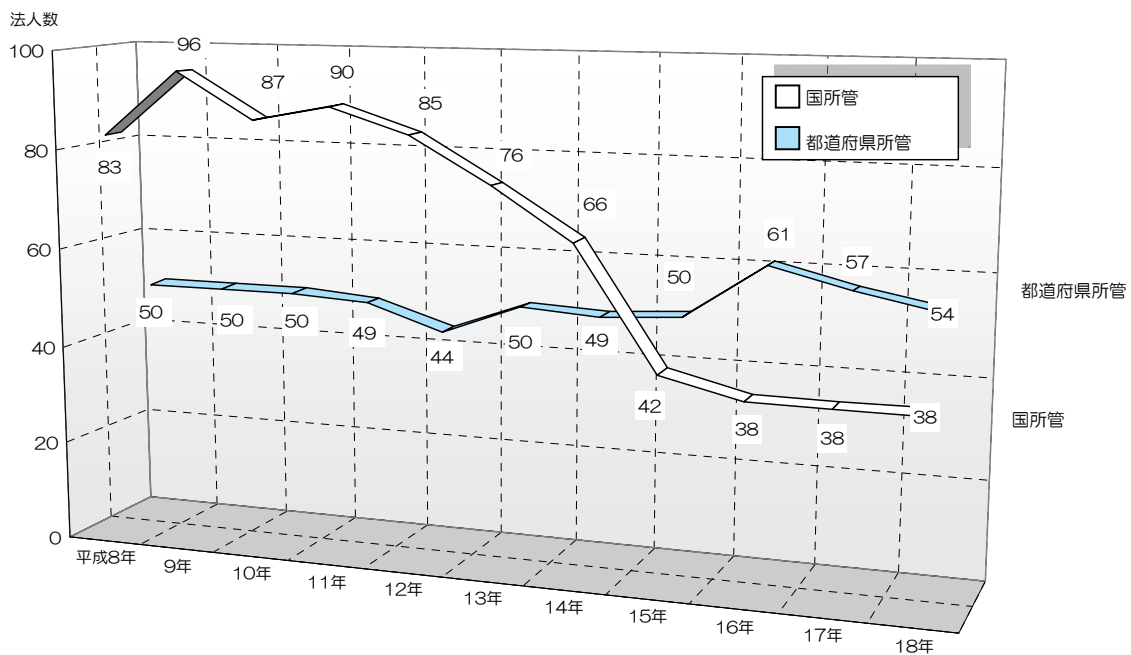
公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員（役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。）に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-12である。

これによると、有給の役員がいる法人は10,029法人（全法人の40.3%）であり、常勤役員がいる法人数（12,188法人）よりも少なく、無報酬の常勤役員も相当数存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,685法人（有給役員がいる法人の36.7%）と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,378法人（同33.7%）であり、800万円未満の法人で7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も92法人（前年比3法人減）あった（図2-2-13）。

表2-2-12 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,683	1,469	390	920	498	296	87	23
	財団	3,093	1,254	318	441	457	399	209	15
都道府県所管	社団	8,985	6,294	1,392	1,068	195	24	3	9
	財団	9,268	5,903	1,283	1,314	537	141	45	45
合計		24,893	14,864	3,378	3,685	1,678	853	343	92
		全法人に占める比率(%)	59.7	13.6	14.8	6.7	3.4	1.4	0.4
		有給役員に占める比率(%)		33.7	36.7	16.7	8.5	3.4	0.9
前年合計		25,263	15,095	3,352	3,761	1,730	895	335	95
		全法人に占める比率(%)	59.8	13.3	14.9	6.8	3.5	1.3	0.4
		有給役員に占める比率(%)		33.0	37.0	17.0	8.8	3.3	0.9

図2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額2,000万円以上の法人数の推移



また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,660法人(所管官庁出身者がいる法人の40.4%)と最も多い。

表 2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数※	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	1,113	30	110	443	261	205	58	6
	財団	843	21	39	156	224	243	156	4
都道府県所管	社団	1,090	95	361	549	80	3	1	1
	財団	1,125	139	172	557	220	37	0	0
合計		4,106	278	677	1,660	780	485	215	11
		全法人に占める比率(%)	6.8	16.5	40.4	19.0	11.8	5.2	0.3
		有給役員に占める比率(%)		17.7	43.4	20.4	12.7	5.6	0.3

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

### (職員)

#### 指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表 2-2-15 である。職員の合計は 56 万 3,074 人、1 法人当たりの平均は 22.6 人、中央値は 3 人であり、半数以上の法人が職員数 3 人以下の零細規模であることが分かる。規模別には、2～9 人の法人が 11,142 法人（44.8%）と半数近くを占め、次に多いのが 10～49 人の法人の 4,798 法人（19.3%）であった。一方、職員が 1 人の法人が 4,333 法人（17.4%）、職員がいない法人が 2,771 法人（11.1%）であった。

一方、100 人以上の職員がいる法人は 952 法人（3.8%）あり、500 人以上の職員がいる法人も 145 法人あった。

公益法人概況調査では、職員のうち最低でも週 3 日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は 47 万 4,199 人であり〔資料 64〕、全職員数の約 85% が常勤職員である。

表 2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員 合計人数	職員 平均人数
			0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人以上		
国所管	社団	3,683	111	444	2,252	734	66	76	84,312	22.9
	財団	3,093	168	398	1,282	811	206	228	137,399	44.4
都道府 県所管	社団	8,985	1,113	2,030	4,289	1,277	146	130	94,698	10.5
	財団	9,268	1,400	1,470	3,347	2,030	488	533	253,184	27.3
合 計		24,893	2,771	4,333	11,142	4,798	897	952	563,074	22.6
		比率(%)	11.1	17.4	44.8	19.3	3.6	3.8		
前 年 合 計		25,263	2,762	4,362	11,403	4,838	931	967	569,630	22.5
		比率(%)	10.9	17.3	45.1	19.2	3.7	3.8		

(評議員)

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表 2-2-16 である。評議員（会）制度がある法人は 11,474 法人（46.1%）で、評議員の合計は 26 万 9,203 人であり、当該制度がある法人における 1 法人当たりの平均評議員数は 23.5 人、中央値は 15 人であった。

このうち、財団法人についてみると、評議員（会）制度を設けているのは 10,037 法人（財団法人の 81.5%）であった。

国所管の財団法人と都道府県所管の財団法人とを比較して見ると、国所管の財団法人では 3,052 法人（98.6%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の財団法人では 7,023 法人（75.8%）にとどまっている。都道府県所管の財団法人に対しては、評議員（会）制度の導入に向け、更に指導が必要である。

財団法人の評議員規模別の法人数は、10~19 人が 4,681 法人（制度を有している財団法人の 40.8%）と最も多く、次いで 0~9 人が 2,766 法人（24.1%）、20~29 人が 1,768 法人（15.4%）であった。



表2-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数	
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上			
国所管	社団	3,683	620	85	54	58	44	50	329	51,097	82.4
	財団	3,093	3,052	610	1,351	550	239	130	172	63,162	20.7
都道府 県所管	社団	8,985	817	279	150	101	68	60	159	25,501	31.2
	財団	9,268	7,023	1,796	3,140	1,069	429	232	357	130,407	18.6
全 体	社団	12,572	1,437	364	204	159	112	110	488	76,598	53.3
	比率(%)		11.4	25.3	14.2	11.1	7.8	7.7	34.0		
	財団	12,321	10,037	2,402	4,477	1,609	662	360	527	192,605	19.2
	比率(%)		81.5	23.9	44.6	16.0	6.6	3.6	5.3		
	合計	24,893	11,474	2,766	4,681	1,768	774	470	1,015	269,203	23.5
比率(%)		46.1	24.1	40.8	15.4	6.7	4.1	8.8			
前年合計		25,263	11,563	2,707	4,708	1,823	792	463	1,070	275,947	23.9
	比率(%)		45.8	23.4	40.7	15.8	6.8	4.0	9.3		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。

2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

#### 指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

#### 運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-17である。また、評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-18である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-17 財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%		単管	共管
国 所 管	3,052	1,989	703	254	62	23	21	2,946	99	7
都道府 県所管	7,023	5,504	1,098	283	43	30	65	6,885	135	3
合 計	10,037	7,470	1,790	534	104	53	86	9,794	234	9
	比率(%)	74.4	17.8	5.3	1.0	0.5	0.9			

表 2-2-18 評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
	総数	24,893	7,836	11,432	3,519	1,061	432	613
評議員数	制度なし	13,419	3,288	6,395	2,249	741	302	444
	0~9人	2,766	2,153	500	77	18	4	14
	10~19人	4,681	1,969	2,585	109	14	3	1
	20~29人	1,768	294	1,075	364	28	4	3
	30~39人	774	72	403	218	61	17	3
	40~49人	470	31	190	154	54	36	5
	50人以上	1,015	29	284	348	145	66	143

## 2. 財務・会計の状況

### (年間収入額)

公益法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款又は寄附行為上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表 2-2-19 である。これによると、年間収入額の合計は 20 兆 3,093 億円であり、1 法人当たりの平均年間収入額は 8 億 1,587 万円、中央値は 5,751 万円である。平均と中央値との間には大きな隔りがある〔資料 33〕。

規模別に見ると、1 千万円以上 5 千万円未満の法人が 6,546 法人（26.3%）と最多であり、以下、1 億円以上 5 億円未満が 6,048 法人（24.3%）、1 千万円未満が 5,274 法人（21.2%）と続くことから、収入が小規模な法人が多いことが分かる。一方、平均を超える区分である 10 億円以上の法人は 2,406 法人（9.7%）に過ぎず、極めて収入額が大きい法人の存在により平均が引き上げられている。

表 2-2-19 年間収入額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,683	260	1,108	708	1,075	230	302	3,080,355	836
	財団	3,093	307	577	336	883	346	644	7,824,531	2,530
都道府 県所管	社団	8,985	2,210	2,886	1,045	2,052	410	382	2,219,034	247
	財団	9,268	2,528	1,986	950	2,099	609	1,096	7,273,390	785
合 計		24,893	5,274	6,546	3,030	6,048	1,589	2,406	20,309,340	816
	比率(%)		21.2	26.3	12.2	24.3	6.4	9.7		
前 年 合 計		25,263	5,399	6,489	3,126	6,151	1,664	2,434	18,199,731	720
	比率(%)		21.4	25.7	12.4	24.3	6.6	9.6		

年間収入の構成を示したものが図表 2-2-20 である。社団法人、財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、社団法人、財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は社団法人・財団法人ともに8%前後である。

#### (年間支出額)

公益法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（公益法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表 2-2-21 である。これによると、年間支出額の合計は20兆214億円、1法人当たりの平均は8億1,203万円、中央値は5,735万円であった。

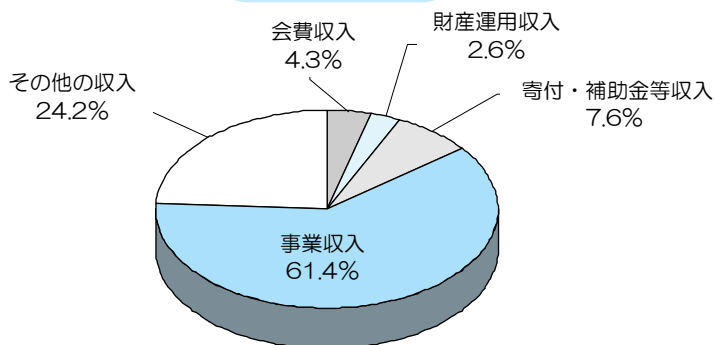
100億円以上の年間支出額がある法人が249法人ある一方で、年間支出額が100万円未満の法人が1,275法人（5.1%）あった。無償の役務の提供（ボランティア等）もあるため、金銭的な支出規模がその法人の活動状況をそのまま示すものとは言えないが、支出額が極めて小さい法人については、十分な活動が行われていない場合もあるものと考えられる。

年間支出の構成状況を示したものが図表 2-2-22 である。事業費が約65%と大きな割合を占めている一方、管理費は7.4%となっている。

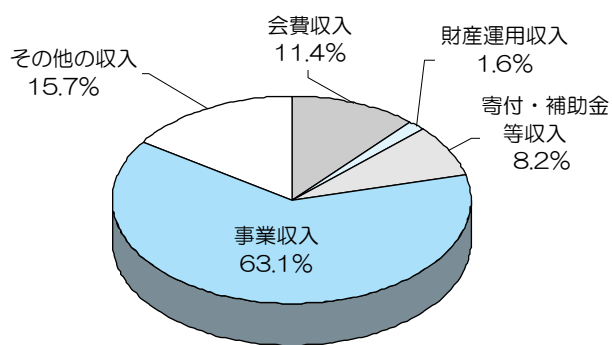
図表 2-2-20 年間収入構成

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	年間収入構成(合計)							事業収入	その他の収入	合計
						うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち特殊法人等から	うち民間助成団体等から	うち営利団体から	うちその他			
国所管	社団	369,064	63,478	25,360	204,726	76,579	38,404	4,309	63,984	18,390	374	2,675	2,050,064	367,663	3,080,355
	財団	134,603	247,343	150,243	366,788	180,098	53,622	12,858	66,725	32,931	4,898	15,640	5,603,464	1,322,089	7,824,531
都道府県所管	社団	232,559	23,491	8,288	197,372	26,585	50,816	48,374	13,911	24,155	1,194	31,507	1,294,829	462,495	2,219,034
	財団	137,848	190,831	57,716	528,429	21,769	269,767	190,342	2,505	9,369	1,166	28,940	3,592,349	2,766,204	7,273,390
合計		873,053	524,946	241,523	1,294,441	304,882	411,158	255,450	147,032	84,588	7,620	78,282	12,465,314	4,910,050	20,309,340
比率(%)		4.3	2.6	1.2	6.4	1.5	2.0	1.3	0.7	0.4	0.0	0.4	61.4	24.2	100.0
前年合計		950,551	477,012	256,016	1,460,388	359,173	431,204	277,767	170,916	113,009	5,010	99,389	11,454,352	3,601,329	18,199,731
比率(%)		5.2	2.6	1.4	8.0	2.0	2.4	1.5	0.9	0.6	0.0	0.5	62.9	19.8	100.0

年間収入構成(合計)



年間収入構成(社団)



年間収入構成(財団)

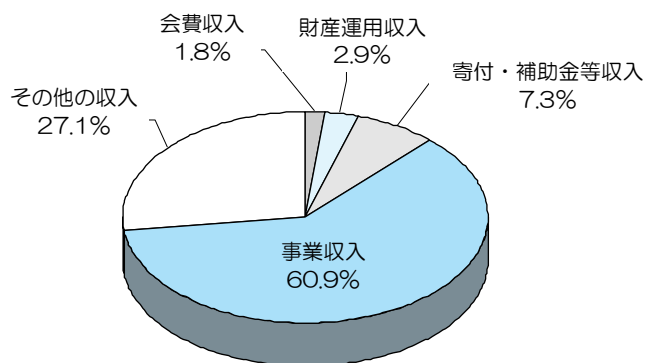


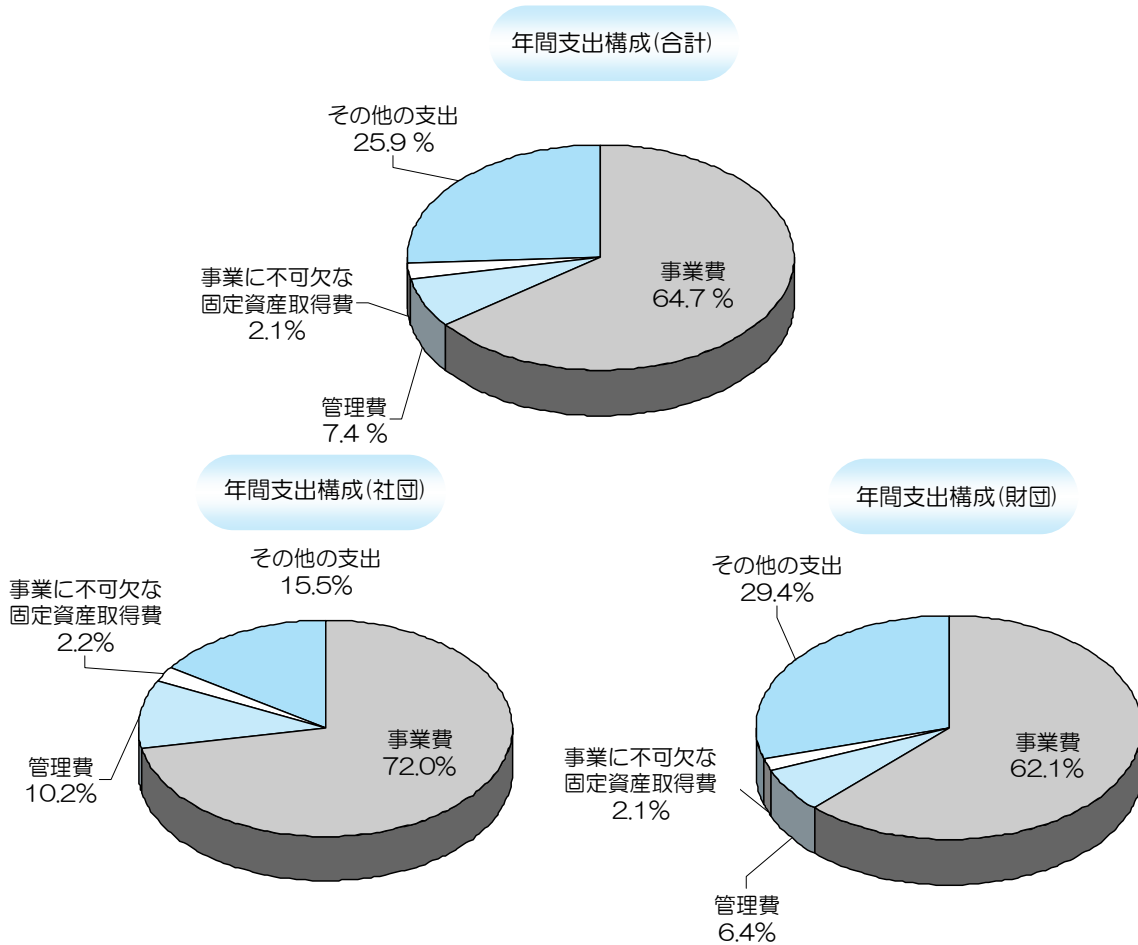
表 2-2-21 年間支出額の規模別法人数

所管官庁		法人数	年間支出額の規模別法人数						年間支出合計金額(百万円)	年間支出平均金額(百万円)
			1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,683	261	1,101	720	1,069	225	307	3,033,792	824
	財団	3,093	297	593	326	893	348	636	7,713,581	2,494
都道府県所管	社団	8,985	2,217	2,879	1,050	2,050	406	383	2,278,989	254
	財団	9,268	2,558	1,960	968	2,086	608	1,088	7,273,745	785
合計		24,893	5,302	6,522	3,055	6,037	1,581	2,396	20,213,883	812
比率(%)			21.3	26.2	12.3	24.3	6.4	9.6		
前年合計		25,263	5,362	6,550	3,090	6,173	1,648	2,440	18,048,021	714
比率(%)			21.2	25.9	12.2	24.4	6.5	9.7		

図表 2-2-22 年間支出構成

		(百万円)				
		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,357,633	249,736	77,853	348,571	3,033,792
	財団	5,564,242	394,144	143,782	1,611,418	7,713,581
都道府 県所管	社団	1,468,038	292,076	41,395	477,481	2,278,989
	財団	3,746,282	564,750	167,799	2,794,897	7,273,745
合計		13,068,436	1,491,798	427,431	5,226,205	20,213,883
比率 (%)		64.7	7.4	2.1	25.9	100.0
前年合計		12,424,080	1,546,622	560,931	3,515,207	18,048,021
比率 (%)		68.8	8.6	3.1	19.5	100.0

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。



指導監督基準

公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ①当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ②事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は10,388法人で全法人の41.7%であった（表2-2-23）。

なお、今後移行する新たな公益法人制度における公益社団法人及び公益財団法人の公益認定においては、「公益目的事業比率が100分の50以上となること見込まれるもの」であることが基準の一つとされている（第4章第2節参照）。

表2-2-23 公益法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人数	公益法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数								50%以上法人数合計	
		0%未満	0%	0%超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,683	5	63	409	1,267	1,574	347	0	18	1,939
	財団	3,093	21	58	595	924	1,085	381	0	29	1,495
都道府 県所管	社団	8,985	16	506	2,308	2,690	1,898	1,535	2	30	3,465
	財団	9,268	47	754	2,691	2,203	1,863	1,601	12	97	3,573
合 計		24,893	89	1,368	5,985	7,063	6,364	3,836	14	174	10,388
	比率(%)		0.4	5.5	24.0	28.4	25.6	15.4	0.1	0.7	41.7
前 年 合 計		25,263	97	1,320	6,047	7,046	6,464	4,104	14	171	10,753
	比率(%)		0.4	5.2	23.9	27.9	25.6	16.2	0.1	0.7	42.6

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は22,575法人で全法人の90.7%であった（表2-2-24）。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-24 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下法人数合計	
		0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,683	5	30	2,094	1,367	136	40	0	11	3,496
	財団	3,093	22	50	2,455	485	66	7	1	7	3,012
都道府 県所管	社団	8,985	22	244	5,038	2,746	789	134	2	10	8,050
	財団	9,268	58	423	6,173	1,492	728	331	15	48	8,146
合 計		24,893	107	746	15,671	6,051	1,714	510	18	76	22,575
	比率(%)		0.4	3.0	63.0	24.3	6.9	2.0	0.1	0.3	90.7
前 年 合 計		25,263	113	797	15,752	6,235	1,718	557	16	75	22,897
	比率(%)		0.4	3.2	62.4	24.7	6.8	2.2	0.1	0.3	90.6

## (指導監督基準上の収益事業)

## 指導監督基準

公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

## ① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

## ② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

## ③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

公益法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕に定められた課税対象となる33業種を指すものであり、その目的は問わないものである。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-25である。これによると、収益事業を行っていない法人が19,547法人で、全法人の8割弱を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は1兆581億円であり、1法人当たりの平均金額は4,250万円であった。また、全法人における中央値は0であり、収益事業収入のある法人における中央値は2,011万円であった。前年と比べて、合計金額は134億円増加したが、集計を始めた平成8年度と比べると約2分の1となっている。収益事業収入の規模を見ると、1千万円未満が最も多い。法人区分による比較では、収益事業収入の規模が大きいほど、社団法人より財団法人の法人数が多い。特に国所管の財団法人の平均が高いのが目立つが、これは、極めて収益事業収入が多い少数の法人があるために平均が引き上げられているためである。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,533億円であり、収入が2,048億円で上回っている。

指導監督基準では、収益事業の支出規模を、可能な限り総支出額の2分の1以下とすることとされており、収益事業費が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難である。表2-2-26によると、全法人の97.3%にあたる24,224法人がこれに適合しているが、適合していない法人も669法人ある。これらの法人については、早急な対応が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要である。

表 2-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未 満	1千万円以上 5千万円未 満	5千万円以上 1億円未 満	1億円以上 5億円未 満	5億円以上			
国所管	社団	3,683	2,893	373	220	67	101	29	68,446	19
	財団	3,093	2,507	145	172	68	131	70	267,780	87
都道府 県所管	社団	8,985	7,223	789	480	159	258	76	181,394	20
	財団	9,268	7,033	758	592	256	419	210	546,237	59
合 計		24,893	19,547	2,059	1,456	545	904	382	1,058,085	43
	比率(%)		78.5	8.3	5.8	2.2	3.6	1.5		
前 年 合 計		25,263	19,961	2,047	1,373	596	914	372	1,044,705	41
	比率(%)		79.0	8.1	5.4	2.4	3.6	1.5		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未 満	1千万円以上 5千万円未 満	5千万円以上 1億円未 満	1億円以上 5億円未 満	5億円以上			
国所管	社団	3,683	2,999	323	210	64	71	16	40,525	11
	財団	3,093	2,575	129	157	79	100	53	220,719	71
都道府 県所管	社団	8,985	7,536	634	409	142	207	57	146,326	16
	財団	9,268	7,334	655	517	239	358	165	449,274	48
合 計		24,893	20,333	1,734	1,284	522	731	289	853,287	34
	比率(%)		81.7	7.0	5.2	2.1	2.9	1.2		
前 年 合 計		25,263	20,703	1,729	1,254	535	754	288	860,319	34
	比率(%)		81.9	6.8	5.0	2.1	3.0	1.1		

表 2-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合								50%以下 法人数計	
		0%未 満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%	100%超		
国所管	社団	3,683	0	2,999	579	81	20	1	0	3	3,659
	財団	3,093	2	2,575	402	69	35	10	0	0	3,048
都道府 県所管	社団	8,985	7	7,536	888	281	184	85	0	4	8,712
	財団	9,268	9	7,334	1,284	313	183	136	0	9	8,940
合 計		24,893	18	20,333	3,131	742	421	232	0	16	24,224
	比率(%)		0.1	81.7	12.6	3.0	1.7	0.9	0.0	0.1	97.3
前 年 合 計		25,263	16	20,703	3,148	739	422	208	1	26	24,606
	比率(%)		0.1	81.9	12.5	2.9	1.7	0.8	0.0	0.1	97.4

(法人税法上の収益事業)

公益法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び法人税法上の収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表 2-2-27 である。これによると、9,550 法人 (38.4%) が法人税法上の収益事業を行っている。



表2-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業届出なし法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届出合計金額(百万円)	収益事業届出平均金額(百万円)
				0	100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,683	1,653	45	48	572	859	402	104	693,584	342
	財団	3,093	1,484	31	26	158	471	614	308	1,954,812	1,215
都道府県所管	社団	8,985	6,498	116	130	565	1,011	589	75	495,316	199
	財団	9,268	5,793	154	148	607	1,171	1,071	323	1,664,832	479
合計		24,893	15,343	346	352	1,894	3,503	2,652	800	4,754,376	498
	比率(%)		61.6	1.4	1.4	7.6	14.1	10.7	3.2		
前年合計		25,263	15,826	287	348	1,853	3,467	2,679	802	4,728,050	501
	比率(%)		62.6	1.1	1.4	7.3	13.7	10.6	3.2		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

公益法人が法人税法施行令に定められた33業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-28である。公益法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。これによると、最も多いものは、請負業(2,757法人)であり、以下、物品販売業(2,617法人)、不動産貸付業(1,354法人)であった。

表2-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社団	財団	合計		社団	財団	合計
物品販売業	1,210	1,407	2,617	代理業	799	84	883
不動産販売業	5	15	20	仲立業	35	23	58
金銭貸付業	7	59	66	問屋業	5	3	8
物品貸付業	32	100	132	鉱業	1	0	1
不動産貸付業	516	838	1,354	土石採取業	4	4	8
製造業	25	51	76	浴場業	5	68	73
通信業	16	37	53	理容業	0	2	2
運送業	11	10	21	美容業	0	2	2
倉庫業	0	5	5	興行業	105	337	442
請負業	1,421	1,336	2,757	遊技所業	41	71	112
印刷業	18	25	43	遊覧所業	8	34	42
出版業	591	539	1,130	医療保健業	516	367	883
写真業	16	26	42	技芸教授業	113	227	340
席貸業	112	292	404	駐車場業	121	352	473
旅館業	40	406	446	信用保証業	8	6	14
飲食店業	64	337	401	無体財産提供業	66	67	133
周旋業	83	39	122	合計	5,994	7,169	13,163

### (資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-29である。これによると、資産額の合計は102兆6,321億円、1法人当たりの平均は41億2,293万円、中央値は1億905万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務(現実には発生していない債務である

が、将来的に負担する可能性のあるもの)の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。資産額が多い法人には、こうした債務保証を主たる事業としているものが多い。

表2-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,683	389	1,049	558	1,019	242	426	19,898,633	5,403
	財団	3,093	77	203	189	859	514	1,251	63,555,902	20,548
都道府県所管	社団	8,985	2,198	2,840	1,220	1,722	405	600	5,919,095	659
	財団	9,268	453	1,550	1,322	3,265	979	1,699	13,388,354	1,445
合計		24,893	3,098	5,592	3,282	6,831	2,137	3,953	102,632,142	4,123
	比率(%)		12.4	22.5	13.2	27.4	8.6	15.9		
前年合計		25,263	3,200	5,750	3,298	6,883	2,167	3,965	108,092,454	4,279
	比率(%)		12.7	22.8	13.1	27.2	8.6	15.7		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務(未払金、前受金)のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、負債額の合計は83兆4,288億円、1法人当たりの平均は33億5,150万円、中央値は724万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が13,392法人(53.8%)、1千万円以上5千万円未満の法人が4,986法人(20.0%)と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,683	1,606	997	312	494	77	197	16,577,741	4,501
	財団	3,093	1,238	552	262	546	160	335	55,783,071	18,035
都道府県所管	社団	8,985	5,588	1,851	535	628	142	241	4,169,868	464
	財団	9,268	5,028	1,617	625	1,037	296	665	6,954,908	750
合計		24,893	13,392	4,986	1,725	2,688	667	1,435	83,428,816	3,351
	比率(%)		53.8	20.0	6.9	10.8	2.7	5.8		
前年合計		25,263	13,584	5,029	1,748	2,738	678	1,486	88,847,516	3,517
	比率(%)		53.8	19.9	6.9	10.8	2.7	5.9		

(正味財産額)

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことであり、民法上登記すべき「資産の総額」をいう。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、正味財産額の合計は19兆2,033億円、1法人当たりの平均は7億7,143万円、中央値は7,503万円である。平均値と

中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が10,598法人(42.6%)と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,971法人(11.9%)あり、100億円以上の正味財産を有する法人も281法人ある。その一方で1千万円未満の法人の中にはマイナス、つまり債務超過状態にある法人も375法人存在している。

表2-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,683	665	1,145	508	886	173	306	3,320,893	902
	財団	3,093	147	235	202	931	486	1,092	7,772,830	2,513
都道府 県所管	社団	8,985	2,920	2,904	966	1,474	353	368	1,749,226	195
	財団	9,268	797	1,859	1,326	3,107	954	1,225	6,433,441	694
合 計		24,893	4,482	6,116	2,991	6,373	1,960	2,971	19,203,319	771
	比率(%)		18.0	24.6	12.0	25.6	7.9	11.9		
前 年 合 計		25,263	4,624	6,288	3,042	6,405	1,933	2,971	19,245,430	762
	比率(%)		18.3	24.9	12.0	25.4	7.7	11.8		

#### (正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。公益法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額(正味財産増減額)を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産増減額の合計は2,493億円増加、1法人当たりの平均は1,001万円増加、中央値は22万円増加であった。

表2-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減 合計金額 (百万円)	正味財産増減 平均金額 (百万円)	
		減少		一定又は増加						
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上			
国所管	社団	3,683	370	1,243	578	888	486	118	59,930	16
	財団	3,093	596	633	280	623	668	293	-7,616	-2
都道府 県所管	社団	8,985	527	3,024	2,178	2,220	895	141	3,908	0
	財団	9,268	913	2,767	1,962	1,966	1,237	423	194,434	21
合 計		24,893	2,399	7,616	4,972	5,670	3,267	969	249,289	10
	比率(%)		9.6	30.6	20.0	22.8	13.1	3.9		
前 年 合 計		25,263	2,389	7,719	5,253	5,856	3,101	945	460,294	18
	比率(%)		9.5	30.6	20.8	23.2	12.3	3.7		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

公益法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、公益法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(この場合、貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではないことに注意する必要がある。)。公益事業を行う非営利法人としての公益法人の性格を踏まえれば、こうした内部留保を過大に有することは適当ではないことから、その水準について、指導監督基準では、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とされている。

内部留保額の状況を示したものが表 2-2-33 である。これによると、内部留保額の合計は-2,446億円、1法人当たりの平均は-983万円、中央値は919万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の公益法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々を経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各公益法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、内部留保の水準が高い公益法人については、事業活動が低調な状況が継続していることも考えられるため、積極的に公益事業が行われるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表 2-2-34 である。これによると、0%以上30%以下の水準にある法人が11,835法人(47.5%)であった。

表2-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額 (百万円)	内部留保平均金額 (百万円)	
		-1千万円以下	-1千万円以上 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上			
国所管	社団	3,683	143	121	218	1,072	1,504	625	366,858	100
	財団	3,093	224	71	166	504	1,183	945	-21,189	-7
都道府県所管	社団	8,985	463	310	1,165	3,188	3,052	807	-138,597	-15
	財団	9,268	1,030	396	1,340	2,497	2,766	1,239	-454,175	-49
合計		24,893	1,849	895	2,845	7,229	8,481	3,594	-244,592	-10
	比率(%)		7.4	3.6	11.4	29.0	34.1	14.4		
前年合計		25,263	1,940	939	2,975	7,344	8,457	3,608	-217,732	-9
	比率(%)		7.7	3.7	11.8	29.1	33.5	14.3		

表2-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数					
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	3,683	253	2,062	1,096	258	14
	財団	3,093	284	1,506	850	399	54
都道府県所管	社団	8,985	734	4,282	2,217	1,537	215
	財団	9,268	1,363	4,063	1,450	1,807	585
合計		24,893	2,620	11,835	5,596	3,976	866
	比率(%)		10.5	47.5	22.5	16.0	3.5
前年合計		25,263	2,768	12,050	5,664	3,928	853
	比率(%)		11.0	47.7	22.4	15.5	3.4

(注)1 内部留保の水準 =  $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費+管理費+固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0 となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

### 3. その他

#### (株式保有の状況)

##### 指導監督基準

- 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
  - 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
  - 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされた。また、株式の保有が認められる場合であっても、公益法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-35である。株式を保有していない法人が23,126法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,767法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が464法人、基本財産として保有している財団法人が843法人、法律による指定で保有している法人数が13法人、その他の理由で保有している法人が666法人であった。

表2-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁		財団法人のみ対象			全法人（社団法人+財団法人）が対象							
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合(対財団法人%)	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	3,683	3,509	95.3	-	-	32	0.9	0	0.0	149	4.0
	財 団	3,093	2,562	82.8	372	12.0	188	6.1	3	0.1	78	2.5
	合 計	6,776	6,071	89.6	372	-	220	3.2	3	0.0	227	3.4
都道府県所管	社 団	8,985	8,699	96.8	-	-	56	0.6	6	0.1	234	2.6
	財 団	9,268	8,487	91.6	471	5.1	189	2.0	4	0.0	209	2.3
	合 計	18,253	17,186	94.2	471	-	245	1.3	10	0.1	443	2.4
全体	社 団	12,572	12,115	96.4	-	-	88	0.7	6	0.0	380	3.0
	財 団	12,321	11,011	89.4	843	6.8	376	3.1	7	0.1	286	2.3
	合 計	24,893	23,126	92.9	843	-	464	1.9	13	0.1	666	2.7
前年全体合計		25,263	23,471	92.9	859	-	470	1.9	13	0.1	678	2.7

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、現に株式を保有している公益法人で必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについて、その実態を「公益法人に関する年次報告」で明らかにした上で、原則禁止の下、取扱いを更に検討することとされている。これに基づき、平成18年10月1日現在で処分が困難な株式等を保有している公益法人を調査した結果は、資料85のとおりである。一企業の株式の過半数を保有している場合及びその他の理由で保有している場合については、今後とも処分の努力が望まれる。

株式を保有している1,767法人が何社の株式を保有しているかを示したものが表2-2-36である。これによると、1社だけの株式を保有している法人が1,041法人（58.9%）であり、2～5社の株式を保有している539法人（30.5%）と合わせて全体の9割近くを占めている。

表2-2-36 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数 <sup>※</sup>	株式保有会社数別法人数					
			1社	2～5社	6～9社	10～19社	20～49社	50社以上
国所管	社 団	174	117	47	3	4	2	1
	財 団	531	277	183	25	22	16	8
都道府県所管	社 団	286	208	63	5	7	2	1
	財 団	781	443	246	40	34	13	5
合 計		1,767	1,041	539	72	67	33	15
		比率(%)	58.9	30.5	4.1	3.8	1.9	0.8
前年合計		1,792	1,051	544	84	63	35	15
		比率(%)	58.6	30.4	4.7	3.5	2.0	0.8

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

また、当該営利企業が発行する株式の保有割合別の法人数を示したものが表 2-2-37 である。これによると、大半の法人が 20%未満の保有であるが、過半数を保有している法人も 79 法人あった。

表 2-2-37 株式保有割合別法人数

所管官庁		株式保有法人数	株式保有割合別法人数		
			20%未満	20~50%	過半数
国所管	社団	174	153	26	5
	財団	531	486	79	17
都道府県所管	社団	286	268	15	19
	財団	781	696	122	38
合計		1,767	1,598	242	79

(注) 複数の株式会社につき、それぞれ異なる割合で株式を保有している法人があるため、保有割合別の法人数の合計は、株式保有法人数の合計よりも多くなる。

さらに、当該営利企業（有限会社も含む。）が発行する株式の過半数を占める株式を保有している 79 法人が何社について過半数の株式を保有しているかを示したものが表 2-2-38 である。1 社のみ株式を保有している 68 法人（86.1%）で、全体の 8 割以上を占めている。

表 2-2-38 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数※	過半数株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3~5社	6~9社	10~19社	20社以上
国所管	社団	5	4	0	1	0	0	0
	財団	17	14	1	1	1	0	0
都道府県所管	社団	19	16	2	1	0	0	0
	財団	38	34	2	1	0	0	1
合計		79	68	5	4	1	0	1
		比率(%)	86.1	6.3	5.1	1.3	0.0	1.3
前年合計		78	65	4	6	2	0	1
		比率(%)	83.3	5.1	7.7	2.6	0.0	1.3

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

公益法人の情報公開については、民法に規定はないが、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされ、平成10年1月以降に始まる事業年度(平成10事業年度)から実施されている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は88.2%(前年同)であった(表2-2-39)。

表2-2-39 情報公開の状況

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成17年度書類						平成18年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.8	99.8	98.3	98.1	95.9	97.9	97.7	94.1	98.2	97.9	97.8
	財団	99.4	99.5	95.5	95.4	94.5	95.2	95.0	-	95.5	95.2	96.1
	合計	99.6	99.6	97.0	96.9	95.3	96.7	96.5	94.1	96.9	96.7	96.9
都道府県所管	社団	91.9	92.6	87.0	86.4	74.5	80.6	83.9	78.2	87.2	86.3	84.9
	財団	90.8	90.3	87.2	87.1	77.0	82.4	85.6	-	86.7	86.9	86.0
	合計	91.3	91.4	87.1	86.7	75.8	81.5	84.8	78.2	86.9	86.6	85.0
全体	社団	94.2	94.6	90.2	89.7	80.6	85.6	87.8	82.7	90.3	89.6	88.5
	財団	92.9	92.6	89.3	89.1	81.3	85.6	87.9	-	88.9	88.9	88.5
	合計	93.6	93.6	89.7	89.4	81.0	85.6	87.9	82.7	89.6	89.3	88.2
前年全体合計		93.0	93.0	89.9	89.6	80.8	85.6	88.0	83.8	89.7	89.4	88.3

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。  
 2 「平成17年度書類(事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿)」は平成17年度法人数(平成17年10月1日以前に設立された法人数(実数))を、「平成18年度書類(事業計画書・収支予算書)」は、平成18年度法人数(平成18年10月1日以前に設立された法人数(実数))を用いて割合を計算。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するため、平成13年8月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた(資料12。詳細については第1章5節参照)。



同申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成18年10月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-40である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は82.6%（前年比1.4%増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は49.5%（前年比4.4%増）であった。申合せ後、国所管法人、都道府県所管法人ともに毎年開設率が向上しているが、特に都道府県所管法人について開設率が更に向上するよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

表2-2-40 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁		法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書
			割合(%)	(%)										
国所管	社団	3,683	3,132	85.0	70.4	73.8	67.1	67.4	62.3	64.4	62.1	54.5	69.4	66.3
	財団	3,093	2,467	79.8	67.1	71.6	64.2	64.0	61.2	62.5	60.8	—	63.6	61.7
	合計	6,776	5,599	82.6	68.8	72.8	65.8	65.8	61.8	63.5	61.5	54.5	66.7	64.1
都道府県所管	社団	8,985	4,973	55.3	14.8	25.4	13.2	10.7	8.3	9.3	8.7	16.9	16.7	10.1
	財団	9,268	4,070	43.9	20.7	22.0	19.7	19.5	17.2	18.6	17.1	—	20.6	18.1
	合計	18,253	9,043	49.5	17.8	23.7	16.5	15.2	12.9	14.1	13.0	16.9	18.7	14.2
全体	社団	12,572	8,023	63.8	31.5	40.0	29.5	27.8	24.6	25.9	24.8	28.2	32.6	27.0
	財団	12,321	6,504	52.8	32.9	35.1	31.5	31.2	28.8	30.2	28.6	—	31.9	29.6
	合計	24,893	14,527	58.4	32.2	37.6	30.5	29.5	26.7	28.0	26.7	28.2	32.2	28.3
前年全体合計		25,263	13,804	54.6	28.6	33.6	27.1	26.3	23.9	25.0	23.8	25.9	29.0	25.3

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。  
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

### (所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、民法第67条第1項及び第2項により、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、府省令、知事規則等により、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-41である。これらの書類は、指導監督基準において各所管官庁が情報公開を行う対象ともなっているため、確実に提出させるよう、適切な指導を行うことが必要である。

### (立入検査の実施状況)

所管官庁は、民法第67条第3項により、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

表2-2-42は、平成18年度公益法人概況調査によって集められた平成17年度までのデータ（平成18年10月1日現在）に基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、平成13年2月には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」が申合せられ、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められたところである〔資料11〕。

表 2-2-41 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁	平成17年度書類						平成18年度書類		平均	
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0	94.8	99.3	99.3	98.6
	財団	97.8	97.7	97.9	97.6	97.8	-	97.8	97.7	97.8
	合計	98.5	98.5	98.4	98.4	98.4	94.8	98.6	98.6	98.0
都道府県所管	社団	96.5	96.8	88.1	88.7	93.5	83.7	96.1	96.3	92.5
	財団	96.4	96.9	90.9	90.8	95.2	-	95.2	96.1	94.5
	合計	96.5	96.8	89.6	89.8	94.3	83.7	95.6	96.2	92.8
全体	社団	97.3	97.5	91.5	91.8	95.2	87.1	97.0	97.2	94.3
	財団	96.8	97.1	92.9	92.6	95.8	-	95.9	96.5	95.4
	合計	97.1	97.3	92.2	92.2	95.5	87.1	96.5	96.8	94.3
前年全体合計	97.0	97.3	91.5	92.2	95.4	87.2	96.3	96.7	94.2	

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。  
 2 「平成17年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成17年度法人数(平成17年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「平成18年度書類(事業計画書、収支予算書)」は平成18年度法人数(平成18年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を用いて割合を計算。

表 2-2-42 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	15年度	16年度	17年度	15~17年度
国所管合計	43.9	43.2	40.3	97.2
都道府県所管合計	29.3	28.5	28.7	65.9
全体	33.5	32.7	31.9	74.7

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。  
 2 「15年度」は平成15年度法人数(平成15年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「16年度」は平成16年度法人数(平成16年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「17年度」は平成17年度法人数(平成17年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を、「15~17年度(3年間に1度以上実施)」は「平成18年度法人数」(平成18年10月1日以前に設立された法人数(延べ数))を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成18年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-43である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ2,934法人で、延べ所管法人数全体(7,242法人)の40.5%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,260法人(立入検査を実施した法人の42.9%)であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆内部留保の水準が高い
- ◆事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆計算書類において必要な注記が記載されていない
- ◆情報公開対応が適切に行われていない

また、平成16年度から18年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ7,099法人で、延べ所管法人数全体(7,242法人)の98.0%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表 2-2-43 平成18年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

(平成19年3月31日現在)

府 省 名	所管公益法人数	平成18年度立入検査実施法人数	平成18年度に改善すべき点のあった法人数	平成16年度～18年度立入検査実施法人数	平成16年度～18年度立入検査実施率(%) (平成16～18年度実施法人数/所管法人数×100)
内閣府	88	29	12	88	100.0
警察庁	48	47	8	51	100.0
金融庁	132	44	40	130	98.5
総務省	307	120	51	301	98.0
法務省	138	118	9	137	99.3
外務省	224	78	6	206	92.0
財務省	709	327	127	708	99.9
文部科学省	1,946	624	308	1,863	95.7
厚生労働省	1,120	364	165	1,095	97.8
農林水産省	440	322	203	440	100.0
経済産業省	822	317	151	820	99.8
国土交通省	1,153	506	155	1,147	99.5
環境省	93	29	17	91	97.8
防衛省	22	9	8	22	100.0
合計	7,242	2,934	1,260	7,099	98.0

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

※ 平成16年度～18年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

(平成19年3月31日現在)

府 省 名	平成18年度に改善すべき点のあった法人数	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他
内閣府	12	9	6	9	0
警察庁	8	0	4	7	0
金融庁	40	32	11	28	0
総務省	51	32	19	32	0
法務省	9	4	2	7	0
外務省	6	3	1	5	0
財務省	127	89	10	84	0
文部科学省	308	242	80	203	0
厚生労働省	165	116	45	121	0
農林水産省	203	98	66	154	0
経済産業省	151	103	49	99	0
国土交通省	155	90	52	72	0
環境省	17	11	5	10	0
防衛省	8	8	1	0	0
合計	1,260	837	351	831	0

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成18年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。